

令和 8 年度 日勤講師（非常勤教員）採用候補者選考案内

＜公募による任用：申込区分（2）＞

1 募集の職種、身分及び職務内容

（1）募集の職種

日勤講師（非常勤教員）

（2）身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員

※ 地方公務員法の適用あり

（3）職務内容

学校での勤務で培った豊富な知識、技能及び経験を生かし、学習・教科指導、校務分掌業務等の担当業務を行うとともに、若手教員の育成支援を行うものとします（要綱別紙 1 参照）。

2 勤務形態

	I 型	II 型
1 日の勤務時間	7 時間 45 分	5 時間
年間勤務日数	192 日（月平均 16 日）	216 日（月平均 18 日）

月ごとに勤務日数を設定する。休憩時間は配置された学校の定めによる。

3 申込資格

本選考に申込みの出来る方は、次の全てに該当する方です。

（1）任用を希望する校種等・教科に必要な教育職員免許状を取得済みの者

※ 令和 9 年 4 月 1 日に有効な教育職員免許状を有していることが必要です。

（2）非常勤教員として職務を遂行するに当たり、十分な知識及び経験を有している者

（3）地方公務員法第 16 条（欠格条項）及び学校教育法第 9 条（欠格事由）に該当しない者

（4）特定性犯罪^(*)の前科がない者

(*)

日勤講師（非常勤教員）として従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、あらかじめ、採用選考過程において、申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。公募による任用の申込者は、法の施行時等に、犯罪事実確認の対象となり、国に対して戸籍等の提出を行う必要があります。

犯罪事実確認の結果、特定性犯罪者事実該当者であることが確認された場合、採用条件を満たさないため、東京都公立学校日勤講師（非常勤教員）採用候補者名簿から削除する措置を講じることとなります。

また、特定性犯罪者事実該当者であることが確認された場合だけでなく、戸籍等の提出が行われず、期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合にも、対象業務に従事させることができません。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は下記のページから参照条文を御覧ください。

<https://www.kyoinsaiyopr.metro.tokyo.lg.jp/pdf/recruit/dbs.pdf>

4 申込区分による対象者

令和8年11月1日現在、以下の職にある方が対象となります。

- ア 東京都公立学校の正規任用職員
- イ 東京都公立学校の再任用教員（定年前再任用短時間勤務・暫定再任用教員）
- ウ 東京都公立学校の非常勤教員の職にある者のうち、任用年数5年目の者
- エ 東京都公立学校の臨時的任用教員（産休・育業代替・期限付任用教員）
- オ 東京都公立学校の時間講師
- カ 東京都公立学校の会計年度任用職員（本非常勤教員を除く）
- キ 他県や国立・私立学校の教職員
- ク その他（退職後空白期間がある者など）

5 選考方法

（1）第一次選考（論文：600字以上800字以内）

非常勤教員としての職務に関する論文により行います。

論文の課題・提出方法については、令和8年10月1日（木）午前10時に東京都教育委員会のホームページへ掲載します。

この論文により適性を判定するとともに、提出書類等を総合して合否を判定します。

【URL】

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/recruit/guide/others/part-time_selection.html

（2）第二次選考（面接）

第一次選考合格者に対して、個別面接方式により行います。（令和8年11月下旬又は12月上旬頃に実施予定）

第一次選考及び第二次選考の成績並びに提出書類等を総合して合否を判定します。

※ 公募による任用については、令和9年度予算に基づき、合格者を決定します。

6 提出する書類

（1）申込時

ア 電子申込による申込データ

選考申込フォーム内の「申込上の注意」「入力時の注意」等を確認した上で、選考申込を行ってください。（郵送及び窓口での申込みは受け付けません。）

選考申込フォームの詳細については、次ページ**7 選考の申込み**をご確認ください。

イ 第一次選考（論文）の解答

論文作成要領に従い、作成してください。PDF形式に変換の上、選考申込フォームから提出してください。

（2）第一次選考合格後、第二次選考（面接）時

ア 任用を希望する校種等・教科に必要な教育職員免許状の写しなど

本選考の申込みに必要な教育職員免許について、取得済みであることを確認するために提出していただくもので、教育職員免許状（写）のほか、授与証明書、有効期間更新証明書（写）、更新講習修了確認証明書（写）又は所有免許状確認票（写）も可能です。ただし、授与証明書については、令和8年4月1日以降に発行されたもの（写しも可）とします。

イ 履歴帳票等（東京都公立学校以外での職歴がある場合）（上記４：オ～クの方のみ）

学校での勤務経験等を確認するために提出していただくもので、氏名、勤務校、勤務期間、給与昇給及び賞罰等が記載されているものを指します。また、所属していた道府県市教育委員会（任命権者）等から原本と相違ない旨の証明を受けたものとなります。

なお、勤務経験が東京都公立学校のみである場合は、人事部選考課で確認が可能であるため、提出は不要です。

7 選考の申込み

以下の URL（選考申込フォーム）から入力し、論文（PDF 形式）を添えて提出してください。

詳細は別添「（公募による任用）フォーム申込みについて」を参照してください。

【選考申込フォーム URL】 <https://logoform.jp/form/tmgform/1813631>

締切：令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木） 2 3 : 5 9

氏は「戸籍上の氏」を入力してください。

メールアドレスは職場のものではなく、私用のメールアドレスを入力してください。



8 選考結果の発表

（１）第一次選考

第一次選考結果については、令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）（予定）以降に、申込み時に入力されるメールアドレスに宛てに通知します。

その際、第一次選考合格者には、第二次選考受験者として、面接日時（1 1 月下旬又は 1 2 月上旬頃）及び会場について併せて通知します。令和 8 年 1 1 月 1 7 日（火）までに通知が確認できない場合は、選考課宛てにお問合せください。

なお、上記 4 ア～エの者については、所属長宛てに当該所属分の合格者名簿を提供します。

（２）第二次選考

最終選考結果については、令和 9 年 1 月末（予定）までに、申込み時に入力されるメールアドレスに宛てに通知します。

なお、上記 4 ア～エの者については、所属長宛てに当該所属分の合格者名簿を提供します。

9 合格発表後の取扱い

合格者が合格発表後、任用前日までに上記 3 の申込資格がないことが判明した場合は、失格とします。

任用前日までに地方公務員法第 2 9 条及び職員の懲戒に関する条例（昭和 2 6 年東京都条例第 8 4 号）に規定する懲戒処分又はそれと同等の処分を受けたことが明らかになった場合や、選考過程で申告した事柄に虚偽の内容があることが発覚した場合は、合格を取り消す場合があります。

令和 8 年 1 2 月施行予定のこども性暴力防止法に基づき、合格者から戸籍等の提出が行われず、期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合、合格を取り消す場合があります。

【参考】

「[こども性暴力防止法ガイドライン](#)」（令和 8 年 1 月、こども家庭庁）に基づき、犯罪事実確認書の交付申請は原則オンラインで行うことになっています。事業者（東京都教育委員会）が

従事者（選考申込者）の個人情報を収集し、合格者決定後に「こども性暴力防止関連システム」に合格者の個人情報を取り込みます。合格者はシステムから配信されるメールの案内に沿ってアカウント登録等の作業を行うことになります。

10 任用・任期

令和9年4月1日から任用します。任期は、令和10年3月31日までの1年間です。
再度任用は、連続4回を限度として可能ですが、雇用更新を保障するものではありません。

11 勤務職場

東京都公立学校

- ※ 配置先は、合格者の確定後、都教育委員会及び区市町村教育委員会で決定します。
- ※ 配置先は、全体的な配置調整の中で行うため、必ずしも受験申込書に記載した希望校・地区に配置されるものではありません。
- ※ 配置先の内示は、1回限りです。内示された配置先への採用を辞退する場合は、令和9年度の日勤講師（非常勤教員）への採用を辞退するものとして取り扱います。

12 勤務条件等

（1）報酬等

	I 型	II 型
第一種報酬（月額制）	210,200円 【令和8年4月1日現在】	152,500円 【令和8年4月1日現在】
第二種報酬	非常勤教員の通勤の実情等を勘案して支給します。 （正規教員の通勤手当に相当）	
期末手当、勤勉手当	原則として基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、かつ、会計年度内において6月以上の任用期間がある場合に支給します。	

※ 報酬額は、年度途中で増額改定又は減額改定される場合があります。

（2）休暇

ア 年次有給休暇

在職期間に応じ、10日、11日、12日、14日、16日、18日、20日
（在職期間には、引き続く常勤職員や再任用教員等の期間を含みます。）

イ 夏季休暇

3日

ウ その他

公民権行使等休暇、慶弔休暇、子どもの看護等休暇、介護休暇等

（3）社会保険等

- ア 医療（健康）保険は、「公立学校共済組合」に加入します。
- イ 介護保険に加入します（該当者のみ）。
- ウ 厚生年金（日本年金機構）に加入します。
- エ 雇用保険に加入します。